

第6編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 区における組織・体制の整備

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 区の各部における平素の業務

区の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

■ 区の各部における平素の業務

名 称	平 素 の 業 務
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護に関する総合調整に関すること。 ・ 国民保護協議会の運営に関すること。 ・ 国民保護計画の見直し、変更に関すること。 ・ 初動体制の整備に関すること。 ・ 職員の参集基準に関すること。 ・ 非常通信体制の整備に関すること。 ・ 都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等との連絡体制の整備に関すること。 ・ 警報の通知、避難の指示、緊急通報に係わる整備に関すること。 ・ 関係防災機関との連絡に関すること。 ・ 避難住民の誘導に関すること。 ・ 警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・ 安否情報の収集、提供体制の整備に関すること。 ・ 国民保護対策本部開設の応援に関すること。 ・ 特殊標章等の交付、許可に関すること。 ・ 給水に係わる準備に関すること。
資産経営部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区施設の点検及び保全に関すること。
企画経営部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護計画にかかわる広報に関すること。 ・ 報道機関との連絡に関すること。 ・ 国民保護対策関係予算に関すること。 ・ 住民からの問い合わせに関する指導、総括に関すること。 ・ 情報機器の保全に関すること。

区民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体との連絡に係わること。 ・地区サービス事務所、住区センターとの連絡調整に関すること。 ・所管施設の保全及び施設利用者への周知並びに安全確保に関すること。 ・関係団体との連絡に関すること。 ・商工業、金融機関との連絡に関すること。 ・物資調達に係わる商工業への協力要請等、健康福祉部の応援に関すること。
健康福祉部 福祉事務所 保健所 健康推進部 子ども若者部	<ul style="list-style-type: none"> ・目黒区医師会、その他医療機関との連絡調整に関すること。 ・医薬品、医療器具、防疫資材、その他諸資材の調達及び補給に関すること。 ・医療救護、乳幼児・妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関すること。 ・被害家屋及び下水道の消毒等に関すること。 ・福祉施設の点検及び保全に関すること。 ・福祉施設利用者への周知及び安全確保に関すること。 ・関係団体との連絡に関すること。 ・食料その他の救援物資の輸送及び配分の準備に関すること。
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅に関する住民の問い合わせに関すること。 ・区施設の点検、保全の応援に関すること。 ・区営住宅等の点検、保全に関すること。 ・がけ地及び擁壁の防災、安全確保に関すること。 ・道路、橋梁、公園等の点検整備及び復旧に関すること。 ・土木用資機材の点検に関すること。
環境清掃部	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃業務に関する住民からの問い合わせに関すること。 ・清掃関連施設との連絡調整に関すること。 ・清掃関連資機材の点検整備に関すること。
会計管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護対策に必要な現金及び物品の収納に関すること。 ・他の部の応援に関すること。
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置及び管理に関すること。 ・避難住民の誘導に関すること。 ・被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関すること。 ・被災児童及び生徒の学用品の給与に関すること。
区議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議会との連絡調整に関すること。 ・他の部の応援に関すること。
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他の部の応援に関すること。
監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他の部の応援に関すること。

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整、企画立案等については、危機管理部長が行う。

■東京消防庁(消防署)における平素の業務

機関の名称	平素の業務
東京消防庁 第三消防方面本部 目黒消防署	1 消防活動体制の整備に関する事。 2 通信体制の整備に関する事。 3 情報収集・提供体制の整備に関する事。 4 消防団に関する事。 5 装備・資機材の整備に関する事。 6 特殊標章の交付・管理に関する事※。 7 生活関連等施設、危険物資等(消防法に関するものに限る。)取扱所の安全化対策に関する事。 8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関する事。 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関する事。 10 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関する事。

※東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。

2 区職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

区は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処する職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要がある。このため、東京消防庁(消防署)との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて、速やかに区長及び危機管理部職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

なお、夜間・休日における関係機関等からの連絡受付は、総合庁舎夜間巡視員及び防災センター保守管理委託業者を基本とする。

(3) 区の体制及び職員の参集基準等

区は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、区長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

■職員参集基準

体制	参集基準
情報連絡体制	・危機管理部職員、事態・事案関係課職員が参集
危機管理会議体制	・危機管理会議構成員（区長、副区長、教育長、企画経営部長、資産経営部長、総務部長、危機管理部長、区民生活部長、産業経済担当部長、文化・スポーツ担当部長、健康福祉部長、健康推進部長、子ども若者部長、都市整備部長、街づくり推進担当部長、環境清掃部長、会計管理者、区議会事務局長、教育次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、企画経営課長、特命担当課長、秘書課長、財政課長、広報広聴課長、資産経営課長、総務課長、人事課長、生活安全担当課長、地域防災推進担当課長、防災課長） ・危機管理部危機管理課及び防災課職員、事態・事案関係課職員
国民保護対策本部体制	・全ての区職員が本庁又は出先機関等に参集
災害対策本部体制	・全ての区職員が本庁又は出先機関等に参集

■事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	情報収集、分析、関係者への連絡調整等の対応が必要な場合 （全庁的な対応の必要を判断するに至らない場合）		①情報連絡体制
	全庁的に情報の収集、分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合		②危機管理会議体制
	突発的に事案が発生するなどにより、災害対策基本法上の災害に該当する相当程度の被害を生じ、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		④災害対策本部体制
事態認定後	国民保護対策本部設置の通知がない場合	全庁的な対応は不要だが、情報収集、分析等の対応が必要な場合	①情報連絡体制
	国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	全庁的に情報の収集、分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合	②危機管理会議体制
	国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	区対策本部を設置し、国民保護措置を実施	③国民保護対策本部体制

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

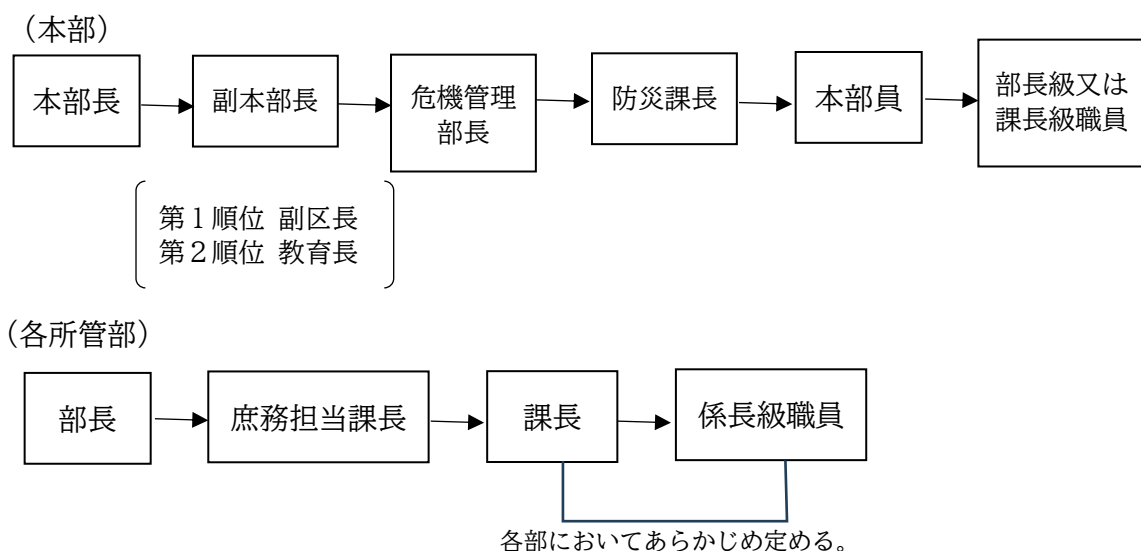
区の幹部職員及び危機管理部職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話、メール、チャット等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

区の幹部職員及び危機管理部職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、区対策本部長、区対策副本部長及び区対策本部員の代替職員については以下のとおりとする。

■意思決定者不在時の流れ図



(6) 職員の所掌事務

区は(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ・交代要員の確保とその他職員の配置
- ・食料・燃料等の備蓄
- ・自家発電設備の確保
- ・仮眠設備等の確保 等

3 消防の初動体制の確保

(1) 東京消防庁(消防署)の初動体制の把握

区は、東京消防庁(消防署)からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における東京消防庁(消防署)との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

区は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担っていることから、都及び東京消防庁(消防署)と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に関する広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、区は、東京消防庁が定める消防団員の参集基準を把握する。

第2 関係機関との連携体制の整備

区は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関とその他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的な考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

区は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

区は、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

区は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、区国民保護協議会の活用等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

区は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が区内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等の錯綜を避けるため、区国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、確認すべき事項について、平素から、情報、意見交換を行う。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

区は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当局等、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 区国民保護計画の都への協議

区は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区を行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 区と都の役割分担

区は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

区は、警察における避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、緊密な連携を図る。

(6) 消防との連携

区は、東京消防庁（消防署）における武力攻撃災害の防除及び軽減のための消火、救助・救急等の活動並びに避難住民の誘導が円滑に行われるよう、緊密な連携を図る。

(7) 自衛隊との連携

区は、自衛隊における武力攻撃災害の防除及び軽減のための救助・救急等の活動並びに避難住民の誘導が円滑に行われるよう、緊密な連携を図る。

3 近接区との連携

(1) 近接区との連携

区は、近接区の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接区相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや防災に関して締結されている地方自治体間の相互応援協力等について必要な見直しを行う等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接区相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接区等と平素から意見交換を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

区は、区内の指定公共機関との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークとの広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

区は、都及び関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組に支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 事業所に対する支援

区は、東京消防庁（消防署）が実施する、事業所の施設管理者等に対する火災や地震等のための既存マニュアル等を参考とした避難誘導のための計画作成などの指導について、必要に応じて協力する。

6 防災区民組織等に対する支援

(1) 防災区民組織等に対する支援

区は、防災区民組織や町会、自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて防災区民組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、防災区民組織等相互間、消防団及び区等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、防災区民組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、防災区民組織等に対する指導、訓練を実施するに当たっては、東京消防庁（消防署）の協力を得て、火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 防災区民組織以外のボランティア団体等に対する支援

区は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

区は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

区は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集、報告、安否情報の収集、整理等を行うため、情報収集、提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1) 情報収集・提供の体制の整備

区は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報収集、整理及び提供や武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・ 設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 ・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 ・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線等を中心に、霞が関WAN、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備を行う。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。 ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等について十分な調整を図る。 ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

区は、国民保護措置の実施に必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

区は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。

また、区長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは防災区民組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

警報の伝達に当たっては、広報車の使用、防災区民組織による伝達、町会・自治会等への協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

(2) 防災行政無線の整備

区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 全国瞬時警報システムの整備

区は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システムを整備する。

(4) 警察等との連携

区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察等との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

区は、警報の内容の伝達を行うこととなる区内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。

また、区は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報連絡体制を整備する。

区は、都及び東京消防庁（消防署）が行う大規模集客施設の管理者等に対する突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導體制の整備等に関する指導・助言に協力する。

(7) 民間事業者からの協力の確保

区は、民間事業者が警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるように、都と連携して、各種の取組を推進する。

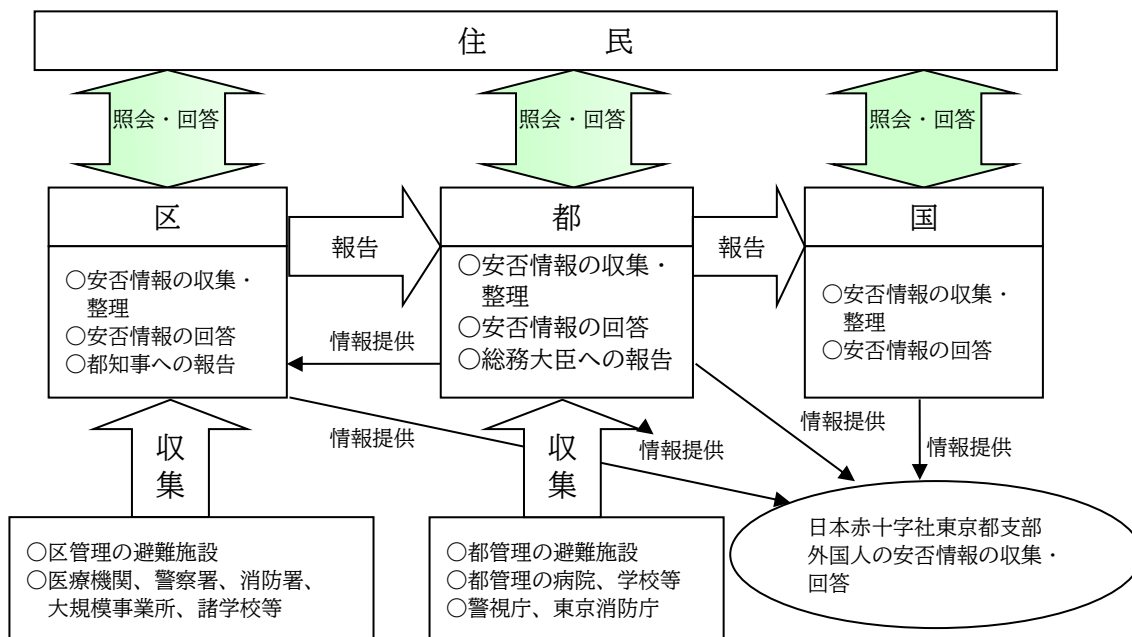
その際、事業者の先進的な取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

区は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、安否省令に規定する省令様式第1号及び第2号により収集し、安否情報システムを用いて都道府県に報告する。

■安否情報の収集・提供の概要



(2) 安否情報収集のための体制整備

区は、次に掲げる安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修、訓練を行っておくものとする。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

■収集・報告すべき情報

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ア 氏名
 - イ 出生の年月日
 - ウ 男女の別
 - エ 住所
 - オ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
 - カ ア～オのほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - キ 負傷や疾病の有無
 - ク 負傷又は疾病の状況
 - ケ 現在の居所
 - コ 連絡先その他の安否の確認に必要と認められる情報
 - サ 安否情報の提供に係る同意の有無等
- 2 死亡した住民（上記ア～カ、コに加えて）
 - シ 死亡の日時、場所及び状況
 - ス 死体の安置場所
 - セ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区は、以下の都との役割分担により、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

安否情報の収集は、住民に関する情報を有する区が行うことを基本とし、都は都の施設等からの収集など補完的に対応

○区

区が管理する避難施設、区の施設（学校等）、区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等

○都

都が管理する避難施設、都の施設（学校・病院等）、警視庁、東京消防等

(4) 住民等への周知

区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真入の社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

4 被災情報の収集、報告に必要な準備

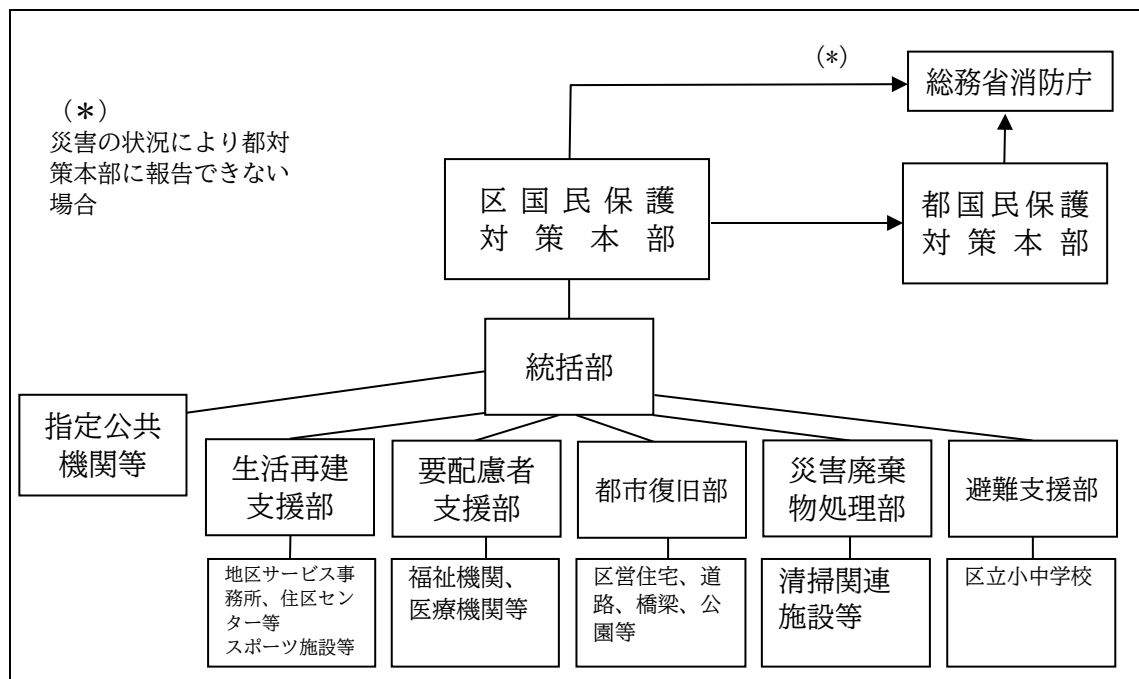
(1) 情報収集、連絡体制の整備

区は、被災情報の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

■収集、報告すべき情報

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 | 武力攻撃発生日時・場所 |
| 2 | 発生した武力攻撃災害の概要 |
| 3 | 人的・物的被害状況 |
| ア | 死者、行方不明者、負傷者 |
| イ | 被害住宅 |
| ウ | その他の必要事項 |
| 4 | 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況 |

■被災情報の収集、報告系統



(2) 担当者の育成

区は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるような研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

区は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

○特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

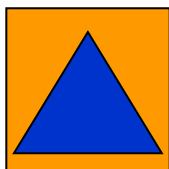
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

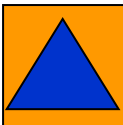
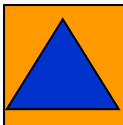
国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



(オレンジ色地に青の正三角形)

【表面】

【裏面】

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Data of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protections of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Data of issue		
証明書番号/No. of card		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Data of expiry		

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
.....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(身分証明書のひな型)

【日本産業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）】

(2) 交付要綱の作成

区は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

(3) 特殊標章等の作成・管理

区は、特殊標章の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修及び訓練

区職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態における対処能力の向上に努める必要がある。このため、区における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

区は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、特別区職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

区は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、防災区民組織等のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

区は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 区における訓練の実施

区は、近隣区、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、関係機関との連携による、NBC攻撃や弾道ミサイルによる武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる図上訓練等、様々な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定で行うなど、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ・ 区対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び区対策本部設置運営訓練
- ・ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ・ 避難誘導訓練及び救援訓練
- ・ 弾道ミサイルを想定した訓練（全国瞬時警報システム発出時の避難行動、初動体制の構築）
- ・ テロ等の突発的な事態発生に伴う対処に関する訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、防災区民組織、町会、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、区国民保護計画の見直し作業等に反映する。

区は、防災区民組織、町会、自治会等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努めるとともに、住民の参加が容易となるよう、訓練の開催時期、場所等について配慮する。

区は、都及び東京消防庁（消防署）と協力し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。

区は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

区は、迅速に避難、救援及び武力攻撃災害への対処が行えるよう、平素からの備えに関し、必要な事項について以下のとおり定める。(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基本的資料を都と連携して準備する。

■区において集約・整理すべき基礎的資料

住宅地図	人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
区内の道路網のリスト	避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区道等の道路のリスト
輸送力のリスト	鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）	避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
備蓄物質、調達可能物質のリスト	備蓄物資の所在地、数量、区内の主要な民間事業者のリスト
生活関連等施設等のリスト	避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定	－
防災区民組織等の連絡先一覧	代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等
消防機関リスト	東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧
避難行動要支援者名簿	－

(2) 隣接する区との連携の確保

区は、区の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する区と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係所管を中心とした避難行動要支援者支援班を迅速に設置し、都の災害援護者対策総括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市（町村）は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者の協力

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性を考慮し、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入れ等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

区は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所等における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

区は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

区は、都による支援を受け、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

区は、本区で行う救援について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救済に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

区は、避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを都の指針に基づき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

区は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する区内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

ア 輸送力に関する情報

- ・保有車両等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ・本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

イ 輸送施設に関する情報

- ・道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ・鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

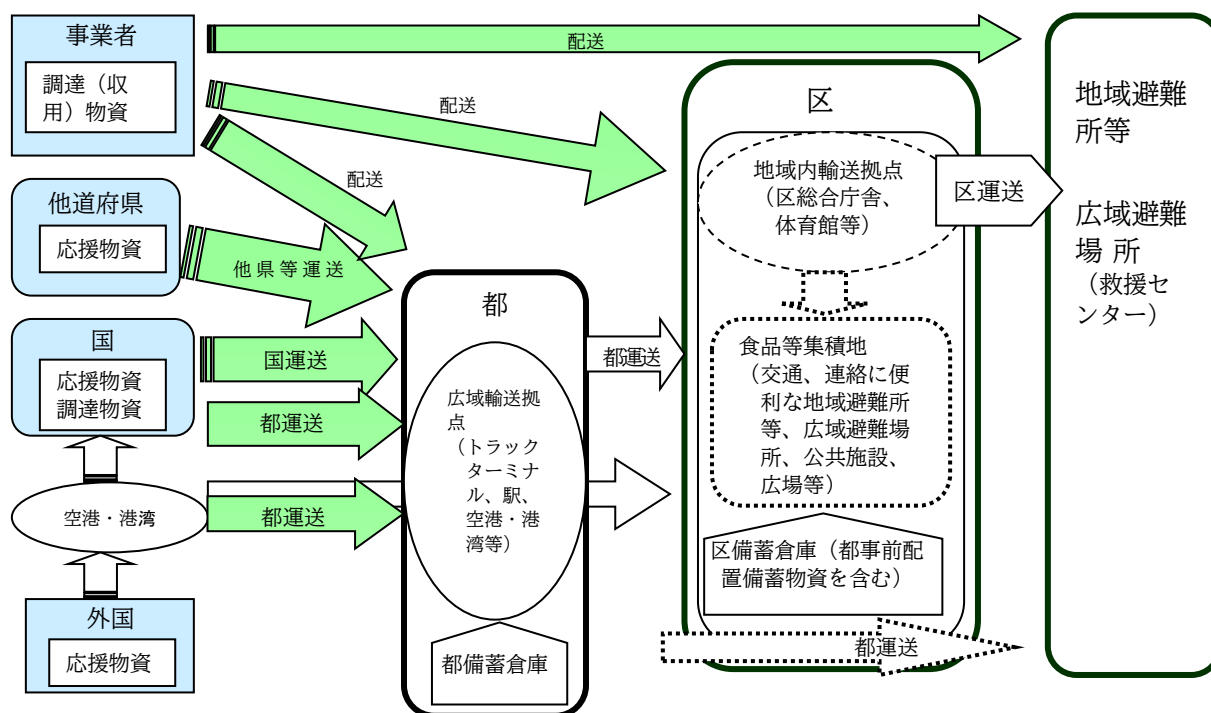
(2) 運送経路の把握

区は、武力攻撃事態における避難住民や緊急物資の輸送を円滑に行うため、都が保有する区内の運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

区は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

■緊急物資等の配送の概要



5 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど都に協力する。

区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して避難施設の名称、住所等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

国民保護法に基づき都が指定する避難施設は、次のように区分する。

施設区分	定義等
屋内避難施設	避難所及び緊急一時避難施設
避難所 (※)	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）
緊急一時避難施設	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設
屋外避難施設	長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設

※都が指定している施設には、災害対策基本法における福祉避難所も含む。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

区は、区内に所在する生活関連等施設について、把握するとともに、都との連絡体制を整備する。

また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（平成27年4月21日付内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付事務連絡）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

■生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
27条	1号	発電所、蓄電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省 環境省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物資等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒薬・劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 区が管理する公共施設等における警戒

区が管理する公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

区が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 区における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

区は、国民保護措置の実施のため特に必要となる物資及び資材について備蓄する。また、地下に所在する避難施設などで防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(3) 都及び他の区市町村との連携

区は、国民保護措置のために特に必要となる物質及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物質及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

区は、国民保護措置の実施も念頭に置きながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

区は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する普及・啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する普及・啓発や武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する普及・啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する普及・啓発

(1) 普及・啓発の方法

区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、SNS、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に普及・啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により普及・啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する普及・啓発との連携

区は、普及・啓発の実施に当たっては、防災に関する普及・啓発とも連携し、防災区民組織の特性も活かしながら住民への普及・啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、区内の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や、自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する普及・啓発

区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、普及・啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

区は、都と協力し、住民や事業者、学校等の施設管理者が、武力攻撃事態等において、全国瞬時警報システムによる情報伝達や避難の指示等に基づく適切な避難行動や避難誘導等が行えるよう作成したパンフレットや動画等の活用により周知を図る。

また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都及びその他関係機関と協力し、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて普及・啓発に努める。

4 住民・事業者に望まれる平素からの備え

(1) 警報が発令されたときの行動及び避難行動の理解

日頃から、武力攻撃事態や大規模テロ等（緊急対処事態）に遭遇した場合に取るべき行動について、理解してもらうことが重要である。

(2) 備蓄

地震などの災害に対する日頃からの備えとして実践している、避難用の非常持ち出し品や数日間を自足するための備蓄品は、武力攻撃事態等における避難時においても役立つものと考えられる。

(3) 訓練への参加

(1)の避難行動の理解を深めるためにも、住民・事業者等にも訓練に参加してもらうことが重要である。

○弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に取りるべき行動について

全国瞬時警報システムにより弾道ミサイル発射情報が発令されたら

【逃げる】

屋外にいる場合、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中や、地下に避難する。

【離れる】

屋内にいる場合、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

【隠れる】

屋外にいる場合で、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。

※東京都防災ホームページ：弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1022489.html>

○警報が発令された場合に直ちに取りるべき行動（例）

屋内にいる場合

- ・ドアや窓を全部閉める。
- ・ガス、水道、換気扇を止める。
- ・ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。

屋外にいる場合

- ・近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難する。

○武力攻撃の種類などに応じた避難などの留意点

ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ・ 攻撃当初は屋内に避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。屋内の避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ・ 突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

ウ 航空攻撃の場合

- ・ 攻撃の目的地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられる。屋内への避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

エ 着上陸侵攻の場合

- ・ 攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。
- ・ 避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難する。

オ NBC攻撃の場合

- ・ 武力攻撃やテロの手段としてNBC（核物質、生物剤、化学剤）が用いられた場合には、特別な対応が必要となることから、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要である。

※内閣官房国民保護ポータルサイト：武力攻撃やテロなどから身を守るために

https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html